

# ミッドリーム日本語学校 学則

2026年4月1日改定

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本校は、高等教育機関への進学を希望する外国人留学生に日本語教育を行い、それをもって日本国と国際社会の発展に寄与することを目的とする。

### 第2条（名称）

本校は、ミッドリーム日本語学校と称する。

### 第3条（組織）

本校には、教務課、生徒課、進路指導課、広報課を置く。

### 第4条（位置）

本校は本館を東京都新宿区百人町 2-24-12 に置く。

2号館を東京都新宿区百人町 2-7-11 に置く。

3号館を東京都新宿区百人町 2-24-7 に置く。

## 第2章 授業実施期間及び休校日

### 第5条（授業実施期間）

本校のコースを実施する期間は、4月1日から翌年3月31日までを一周期とすることを基本とする。

2 学期を次のとおりに定める。

- 第1学期（4月～6月）
- 第2学期（7月～9月）
- 第3学期（10月～12月）
- 第4学期（1月～3月）

### 第6条（授業日及び休校日）

本校が授業を実施する日は、次の休校日を除いた日とする。

2 休校日は次のとおりとする。

- 土曜日及び日曜日
- 祝祭日及び振替休日

3 前項の休校日以外に、以下のとおりに長期休校期間を設定する。

- 学期間休校（年4回。各2週間程度）  
6月下旬～7月上旬、10月上旬、12月下旬～1月上旬、3月下旬～4月上旬
- 5月大型連休休校（10日程度）
- 8月夏期休校（10日程度）

4 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、第2項と第3項の規定にかかわらず、休校日に授業を行うことができる。

5 非常災害、感染症の蔓延、その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

### 第3章 日本語教育課程

#### 第7条(コース・修業期間・収容定員等)

本校のコース、修業期間・入学期・授業時間・目標とする日本語能力・授業時数・収容定員については次のとおりである。

	コース名	修業期間	入学期	授業時数 (単位時間)	目標 日本語 能力	収容定員
午前 (9:00 ~12:20)	大学院進学2年コース	2年	4月	1536	B2	100人
	大学進学2年コース	2年	4月	1536	B2	160人
	大学院進学1年9か月コース	1年9か月	7月	1344	B2	40人
	大学進学1年9か月コース	1年9か月	7月	1344	B2	59人
	大学院進学1年6か月コース	1年6か月	10月	1152	B2	35人
	大学進学1年6か月コース	1年6か月	10月	1152	B2	46人
午後 (13:25 ~16:45)	大学院進学2年コース	2年	4月	1536	B2	100人
	大学進学2年コース	2年	4月	1536	B2	160人
	大学院進学1年9か月コース	1年9か月	7月	1344	B2	40人
	大学進学1年9か月コース	1年9か月	7月	1344	B2	59人
	大学院進学1年6か月コース	1年6か月	10月	1152	B2	35人
	大学進学1年6か月コース	1年6か月	10月	1152	B2	46人
合 計						880人

※授業の1単位時間は45分とする。

※目標日本語能力は「日本語教育の参照枠」(令和3年10月12日文化審議会国語分科会)で示された尺度に基づく。

※校外活動などの特別な活動をする際や、急迫の事情があると校長が認めるときは、前項の授業終始時間を一時的に変更することがある。

#### 第8条(教育の提供方法)

本校への入学を希望する者は、第7条に定めるいずれかのコースを出願時に選択し、そのコースの日本語教育を受けるものとする。複数のコースを選択したり、入学後にコースを変更したりすることはできない。

#### 第9条(クラス編成)

クラスは、同時期に同一のコースを受講する受講者を20名以下ごとに分けて編成する。

## 第4章 学習の評価及びコース修了の認定

### 第10条（学習の評価）

本校における学習の評価は、A、B、C、D、Fの5段階評価とし、学期ごとに行う。

2 言語知識、情報理解、情報発信、総合活動、試験対策の科目ごとに評価し、その平均評価を総合成績とする。評価の基準は、試験評価、パフォーマンス評価、提出物評価、自己評価、他者評価を用いる。各科目の詳細な成績判定基準については、入学時オリエンテーション及びレベル開始時授業内オリエンテーションにおいて生徒に説明するものとする。

### 第11条（修了の認定）

校長は、次の一から四を全て満たす者に修了を認定する。

- 一 第7条に定めるいずれかのコースの修業期間を満了していること
- 二 コース全体の出席率が80%以上であること
- 三 最終学期の総合成績がD以上であること
- 四 在籍期間中に出入国在留管理庁が指定する試験でA2相当以上の成果を収めること

2 校長は本校の所定のコースを修了した者に対し修了証書を授与する。

3 コース修業期間を満了したが修了条件を満たさなかった者や、コースの途中で学習を終えた者に対して、校長はそれに応じた学習証明書を授与することができる。

## 第5章 教職員及び教職員組織

### 第12条（教職員）

本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員
- (4) 事務職員
- (5) 生活指導担当者
- (6) 進路指導員

2 前項の他、必要な教職員を置くことができる。

### 第13条（校長）

校長は校務を司り、所属教職員を監督する。

### 第14条（主任教員）

主任教員は教育課程の編成及び他の教員の指導に責任を持つ。また、校長不在で緊急を要する時や校長に事故があるとき及び校長が欠けたときは、主任教員が臨時にその職務を行う。

### 第15条（会議）

職務の円滑な執行に資するため、第3条に定める課ごとに定期的な会議を実施する。また、校長は必要に応じて複数の課をまたがる会議を招集することができる。

### 第16条（入学資格）

本校への入学資格は、次の条件のいずれも満たしている者とする。

- 一 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者  
また、12年以上の学校教育を修了していなくても、以下の場合、特別に入学を許可することがある。
  - イ 入学後、高等教育機関への出願時期までの間に12年の学校教育修了が見込まれている場合
  - ロ 試験などの方法により高校卒業程度の資格を得ていて、高等教育機関への進学に支障がない場合
- 二 日本国への入国を許可されたか、又は許可される見込みがある日本語を母語としない者
- 三 各コースにおいて求められる日本語能力がある者
  - イ 2年コースにおいては、150時間の日本語学習歴が証明できる者
  - ロ 1年9か月コースにおいては、A1相当の日本語試験に合格している者
  - ハ 1年6か月コースにおいては、A2相当の日本語試験に合格している者

### 第17条（入学時期）

本校の入学時期は年3回とし、その時期は4月、7月、10月とする。

### 第18条（入学手続）

本校への入学手続は、次のとおりとする。

- 一 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第23条に定める選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
- 二 前号の手続を終えた者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- 三 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第23条に定める入学金及び必要な書類を提出して、入学の手続をしなければならない。

### 第19条（退学）

本校のコース修業期間を満了せず途中退学しようとする者は、その理由を記し、届け出なければならない。在留資格が「留学」である者については、在留管理の都合上、以下の理由のいずれかに該当する必要がある。校長の許可を要する。

- 一 退学日から1か月以内に帰国する準備ができていると校長が認める場合
  - 二 日本国内の高等教育機関等に進学する場合
  - 三 「留学」以外の在留資格に切り替わった場合
- 2 第1項の二については、どの教育機関にも在籍していない時期があることを原則認めない。
  - 3 第1項の三については、在留資格変更手続き中の退学は認めない。

### 第20条（休学・公欠）

生徒が、疾病及びその他やむを得ない理由で休学しようとする場合は、その理由及び希望期間を記載した休学届に、診断書やその他必要書類を添えて申請し、校長の許可を得なければならない。許可された休学期間については、出席の対象にしないものとする。

- 2 休学が適用される事例は次のとおりである。

- 一 傷病により入院が必要な場合
- 二 インフルエンザ又はコロナウイルス感染症に罹患した場合
- 三 高校や大学等の卒業試験と卒業式に参加する場合
- 四 3親等以内の親族の葬儀に参列する場合
- 五 その他校長が必要と認める場合

3 休学を許可できる期間は、在籍コースの総授業時数の15%までとし、かつ連続で3か月間を超えないものとする。これを超える休学期間が必要な場合は休学を許可せず、退学を促すものとする。

4 生徒本人が休学申請をしていなくても、傷病などの理由により授業参加が困難であると校長が判断した場合、休学を命ずることがある。その際も、休学は前項で定める期間に限る。これを超える休学期間が必要な場合は休学を許可せず、退学を促すものとする。

5 生徒が高等教育機関の入学試験やそれに準ずる学業活動のために、やむを得ず授業を休む場合は、公欠を申請することができる。その際、受験票やその必要書類を提出の上、事前に校長の許可を受けなければならない。許可された公欠期間については、出席扱いにする。

6 公欠は日単位または時間単位で適用する。公欠が適用される事例は次のとおりである。

- 一 高等教育機関の入学試験、教授面談、またはそれに準ずる活動に参加する場合  
※オープンキャンパスや学校説明会への参加など、参加が入学試験上必須ではないもの、又は授業時間以外に振り替えられるものは不可とする。
- 二 日本国内の就職を目的とした入社試験に参加する場合  
※会社説明会など、参加が入社試験上必須ではないもの、又は授業時間以外に振り替えられるものは不可とする。  
※アルバイトの面接試験は許可しない。
- 三 その他校長が必要と認める場合

## 第21条（転学）

生徒が都合により転学を希望する場合は、必要な書類を提出し、校長へ願い出なければならない。転学の可否については、第19条に定める要件、又はそれに準ずる場合のみ認めることとする。

2 災害等により本校の日本語教育が継続困難である場合、本校は（一財）日本語教育振興協会の助力を得て、日本語教育振興協会維持会員校への転学を支援するものとする。

## 第22条（在籍の終了）

第7条で定める修業期間を終えた者は、本校の在籍を終えることとする。

## 第7章 生徒納付金等

### 第23条（納付金）

本校の生徒納付金は、次のとおりとする。（2026年度）

選考料	20,000円（選考時）
入学金	20,000円（入学時のみ）
授業料	720,000円（1年分）
施設・教材・学業活動充実費	148,000円（1年分）

- 2 生徒は納付金を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 大災害などの校長が認める特別な事由があった場合、前項の規定にかかわらず別に定めるところにより、延納、分納、授業料の全部又は一部減免などの措置を取ることがある。
- 4 生徒が正当な理由無く、かつ、所定の手続を行わずに、授業料等の納付金を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、校長は当該生徒を除籍処分にする。また、除籍後も滞納していた授業料が最終期日までに支払われない場合は、抹籍とする。
- 5 生徒納付金については今後変更する可能性があるが、すでに入学している者の納付金を入学後には変更しないことを原則とする。

#### **第24条（納付金の返還）**

第19条の手続きに則り退学した者には、次学期以降の授業料を一部返還するものとする。詳細については本校の納付金返還規則による。

- 2 本校の責において授業が行われなかった場合は、その期間に応じて授業料の全額を返還する。

### **第8章 賞罰**

#### **第25条（褒賞・推薦）**

校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる生徒に対し褒賞を与え、また推薦をすることができる。

- 2 褒賞については、別途規定を定めその要件等について入学時オリエンテーションなどで告知するものとする。
- 3 次の要件を全て満たす在籍者に対し推薦状を発行する。
  - 一 入学からの累計出席率が90%以上である
  - 二 6か月以上在籍している（休学期間を含めない）
  - 三 5日以上連続欠席をしたことがない
  - 四 在籍期間中に日本語能力試験N3相当（※）以上の試験成果を出している  
※日本留学試験日本語200点（記述含まない）、J.TEST D級、NAT-TEST 3Qなども可。
  - 五 専願が前提の入学試験の場合、専願受験についての誓約書を交わしている
  - 六 学習態度と生活態度に問題がなく、推薦に値する人物である

#### **第26条（懲戒処分）**

生徒がこの学則及び本校が定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、除籍、抹籍の3種とする。
- 3 前項の訓告は、口頭と書面をもって生徒の将来を戒めるものであり、訓告の累積をもって除籍とすることがある。
- 4 第2項の除籍は、当該生徒の在籍を強制的に終了させるものであり、次の各号の一に該当する場合、行うものとする。
  - 一 法令違反を繰り返し行うなど、性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- 二 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 学期の平均出席率が80%を下回る場合。ただし、改善の見込みがあると校長が判断した場合、処分を在籍期間中に一回限り保留することができる。
- 四 学則違反、授業妨害、暴力行為、破壊行為、校内での飲酒、許可されていない場所での喫煙、などの行為があった場合、その頻度と重大性を鑑み、除籍処分を決定する。
- 五 出入国管理及び難民認定法やその他の法令に違反した者
- 六 第23条で定める授業料等の納付金を所定の期日までに納付しない場合
- 5 第2項の抹籍は、当該生徒の在籍記録を抹消するものであり、在籍期間における成績証明などの証明書を一切発行しないものとする。抹籍は次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
  - (1) 退学及び除籍の後、本校の出国指導に従わずに日本に残留した者
  - (2) 第23条の定めにおける授業料等の納付金を最終期限までに支払わなかった者
  - (3) 殺人、放火、強盗、傷害などの重大な犯罪行為をし、本校の体面を著しく傷つけた者

## 第9章 雑則

### 第27条（健康保険）

生徒は在籍期間中、国民健康保険に加入しなければならない。

### 第28条（健康診断）

健康診断は年1回実施するので、生徒は必ず受診しなければならない。ただし、健康上の理由、またはやむを得ない理由があると校長が判断した場合はその限りではない。

### 第29条（その他の規則）

本則に定めがない事柄については、法令および『認定日本語教育機関認定基準』、並びにその諸規則と、出入国在留管理庁の通達・通知に従って学校運営を行うものとする。

### 第30条(改定)

本則を改訂する際は、校長と主任教員及び事務長が出席する校内会議で決定を行うものとする。

- 2 学則の改訂においては、十分な期間をもって生徒に告知するものとする。